

# 公財全防連規程第3号

制定 平成19年2月22日  
最終改正 令和6年3月1日

## 優良防犯ブザー推奨規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全国防犯協会連合会（以下「全防連」という。）が行う優良な防犯ブザーの推奨に関し必要な事項を定める。

### (用語)

第2条 この規程において「防犯ブザー」とは、犯罪による被害を防止し、又は軽減することを目的として、主として子どもが携帯するものとして製造された防犯ブザーであって、一般に販売されるものをいう。

### (全防連の推奨)

第3条 全防連は、その性能が優れていると認められる防犯ブザーを、優良防犯ブザーとして推奨する。

2 前項の推奨は、防犯ブザーの名称及び型式について行うものとする。

### (推奨を受けることができる者)

第4条 防犯ブザーを製造（外国において本邦に輸出する防犯ブザーを製造する者を含む。）し、輸入し、又は販売しようとする者（以下「販売業者等」という。）は、その製造し、輸入し、又は販売しようとする防犯ブザーに関し、全防連の推奨を受けることができる。

### (推奨の申請)

第5条 推奨を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防犯ブザーの名称及び型式ごとに、推奨を受けようとする防犯ブザー3個及び次に掲げる書類を全防連に提出するものとする。

(1) 別記様式1の推奨申請書

(2) 防犯ブザーの音量、音色、連続吹鳴時間、落下強度及び取付け紐の引っ張り強度について、別添の「優良防犯ブザー規格（以下「規格」という。）」に適合している旨の公的機関等の試験成績証明書（以下「試験成績証明書」という。）

(3) 防犯ブザーの構造図、電気回路図、写真、取扱説明書及びパッケージの資料

2 前項第1号の申請書には、個人である場合は住民票の写し、法人である

場合は履歴事項全部証明書を添付しなければならない。

(審査の実施)

第6条 前条の申請を受理した全防連は、審査の期日を申請者に通知し、当該防犯ブザーについて審査を行う。

2 全防連は、申請者に対し、申請に係る防犯ブザーについての説明を求めることができる。

(審査委員会)

第7条 全防連に、優良防犯ブザーの推奨を行うため、防犯ブザー審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、審査委員長及び4人の審査委員をもって組織する。  
3 審査委員会は、審査委員長及び2人以上の審査委員の出席をもって成立するものとする。  
4 審査委員会の庶務は、全防連の事務局が行う。

(審査委員長)

第8条 審査委員長は、全防連の専務理事をもって充てる。

2 審査委員長は、会務を統括し、審査委員会を代表する。

(審査委員)

第9条 審査委員は、警察庁職員及び学識経験者の中から委嘱する。

2 審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。  
3 前項の規定に関わらず、任期の途中で退任した審査委員の後任である審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推奨基準)

第10条 優良防犯ブザーの推奨基準は、次のとおりとする。

(1) 規格の要件を充たしているものであること。  
(2) 確実に作動するものであること。  
(3) 外部に鋭い突起物がないことなど、受傷のおそれがないものであること。  
(4) 子どもが携帯するに当たって、適切な重量、形状であり、健康被害を及ぼすおそれのないものであること。

(推奨の決定及び通知)

第11条 全防連は、第6条の審査結果に基づき、当該申請ごとに推奨するか否かを決定し、別記様式2の審査結果通知書により、申請者に対し結果を通知しなければならない。

(推奨などの公表)

第12条 全防連は、第3条の推奨及び第15条の推奨の更新を行ったときは、

当該ブザーの名称及び型式並びに販売業者等を公表するものとする。

第16条及び第17条の届け出を受理したときも同様とする。

(推奨を受けたことの表示等)

第13条 第11条の規定による推奨の通知及び第15条第2項の規定による

推奨更新の通知を受けた者は、取扱説明書、パッケージ、ホームページ等に優良防犯ブザーである旨の表示をすることができる。

2 前項の優良防犯ブザーには、推奨を受けたことを示す全防連が作成したシールを貼付することができる。

(推奨の有効期間)

第14条 優良防犯ブザーとしての推奨の有効期間は、推奨を受けた日から5

年間とする。

(推奨の更新)

第15条 優良防犯ブザーの有効期間の更新を希望する販売業者等は、次に掲げる書類を有効期間満了日の3か月前から1か月前までに全防連に提出するものとする。

(1) 別記様式3の更新申請書

(2) 取扱説明書及びパッケージ

2 全防連は前項の更新申請書を受理したときは、第10条の推奨基準の変更があった場合又は第17条に規定する変更に当たる等の特段の事情がある場合を除き推奨を更新し、別記様式4の推奨更新通知書により申請者に通知するものとする。

3 更新後の有効期間は、更新前の推奨の有効期間満了日の翌日から5年間とする。

(廃止の届出)

第16条 優良防犯ブザーが、次の各号の一に該当することが明らかになったときは、販売業者等は別記様式5の推奨廃止届出書により速やかにその旨を全防連に届け出なければならない。

(1) 当該優良防犯ブザーの製造、輸入又は販売をやめたとき。

(2) 当該優良防犯ブザーの製造過程において、同一の規格が確保できない事情が生じたとき。

2 全防連は前項の届け出を受理したときは、その推奨を取消すものとする。

(変更の届出)

第17条 優良防犯ブザーの推奨を受けた者は、当該優良防犯ブザー及び第5条に規定する提出書類の記載内容に塗色の追加、防水機能の追加等の軽微な変更をするときは、別記様式6の優良防犯ブザー推奨変更届書により、速やかにその旨を全防連に届け出なければならない。

(推奨の取消し)

第18条 全防連は、次の各号の一に該当する場合は、推奨を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、優良防犯ブザーの推奨を受けたことが判明したとき。
  - (2) 優良防犯ブザー以外の防犯ブザーに、偽って推奨を受けた旨を表示したことが判明したとき。
  - (3) 優良防犯ブザーの規格に関わる事項等重要な部分を変更するなど、推奨の継続が不適当と考えられる事態が生じたとき。
  - (4) 推奨審査時と異なる数値等を取扱説明書、パッケージ及びホームページ等に表示したとき。
  - (5) 第10条第1項の推奨基準に適合しなくなったとき。
- 2 全防連は、前項の規定により推奨を取り消したときは、当該推奨に係る販売業者等に対し別記様式7の推奨取消通知書に理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 前項の取消しを行ったときは、当該ブザーの名称及び型式並びに販売業者等を公表するものとする。
- 4 第1項第1号から第4号までの事由により取消しを受けた販売業者等は、取消の日から3年間は新規申請ができない。

(申請手数料等)

第19条 申請者は、第5条の申請時に、申請1件ごとに別に定める推奨申請手数料を納めなければならない。

- 2 第15条に定める推奨の更新を受けようとする者は、更新申請書の提出時に、申請1件ごとに別に定める更新申請手数料を納めなければならない。
- 3 第13条第1項に定める優良防犯ブザーの表示を行おうとする者は、別に定める表示利用料を納めなければならない。
- 4 第13条第2項に定めるシールの交付手数料は、全防連が別に定める。

(守秘義務)

第20条 優良防犯ブザーの推奨に関する業務に従事した者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行のために必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 全防連の「優良防犯ブザー推奨要綱」（平成19年1月1日施行。以下「要綱」という。）は、廃止する。
- 3 要綱に基づき平成19年3月31日までに申請し、未だ審査を受けていない申請については、この規程第5条により申請されたものとみなす。
- 4 要綱に基づき委嘱された審査委員は、この規定第9条第1項により委嘱されたものとみなす。
- 5 要綱に基づき推奨された防犯ブザーは、この規程第11条により推奨されたものとみなし、推奨の有効期間は要綱に基づき推奨を受けた日から3年間とする。
- 6 要綱に基づき平成19年3月31日までに納付された手数料については、この規程第18条により納付されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、第15条の改正部分については、平成26年8月1日以降、推奨の有効期間の満了の翌日を迎えるものから適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月24日から施行する。

附 則

令和2年3月17日、この規程の規程番号を公財全防連規程第3号に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。